

香川県条例第15号

香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例
香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第2条 略 （1） 略 （2） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （3） 略	（園路及び広場） 第2条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1） 略 （2） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （3） 略

附 則
この条例は、令和7年6月1日から施行する。